

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	名護市国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

名護市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

名護市長

公表日

令和6年3月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>名護市では、国民健康保険法、地方税法、その他の地方税に関する法律および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定に従い、市内に住所を有する方で、被用者保険など他の医療保険に加入していない方、または生活保護受給中でない方を国民健康保険の被保険者として、医療の給付、保険税の賦課徴収を行う。</p> <p>具体的には、</p> <p>①被用者保険など他医療保険の加入脱退に伴う資格取得喪失事務 ②住民票異動、生活保護受給情報に伴う資格取得喪失、変更事務 ③退職被保険者の資格適正化 ④被保険者証、高齢受給者証、減額適用・標準負担額減額認定証など医療給付に関する証の交付、回収 ⑤申請に基づき、療養費、出産育児一時金や葬祭費などの支給事務 ⑥高額療養費の算定、申請受付、支給事務 ⑦第三者行為求償事務、不当利得事務、レセプト内容点検等の強化による適正化の推進 ⑧国民健康保険税の賦課に係る事務 ⑨納税者からの納付の管理、納税者への還付等を行う総合収納事務 ⑩期限内に納付がない者への督促状等発送や滞納管理を行う総合滞納管理事務 ⑪オンライン資格確認に関する事務</p> <p>番号法の別表第二を基に名護市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。</p>
③システムの名称	1 国民健康保険資格システム 2 国民健康保険税システム 3 国民健康保険給付システム 4 国民健康保険総合システム 5 収納管理システム 6 滞納管理システム 7 庁内連携システム 8 情報集約システム 9 団体内統合宛名システム 10 中間サーバ 11 医療保険者等向け中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
1 国民健康保険資格情報ファイル 2 国民健康保険税情報ファイル 3 国民健康保険給付情報ファイル 4 収納管理情報ファイル 5 滞納管理情報ファイル 6 宛名管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の第16項、第30項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第24条 名護市個人番号の利用に関する条例第4条第1項、第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定

②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号 別表第二の事務</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第26条、第31条の2の2、第33条、第43条、第43条の2の2、第44条、第46条、第49条、第53条、第59条の3</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 項番42、43、44、45、121 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条、第25条、第25条の2、第26条</p> <p>(オンライン資格確認の準備業務) 番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	名護市 市民部 国民健康保険課
②所属長の役職名	国民健康保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	名護市市民部国民健康保険課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	名護市市民部国民健康保険課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年2月29日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年2月29日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	②事務の概要	<p>名護市では、国民健康保険法に基づき、市内に住所を有し、被用者保険などの他の医療保険に加入していない方、または生活保護受給中でない方を国民健康保険の被保険者として、医療の給付、国民健康保険税の賦課、徴収を行う。</p> <p>①国民健康保険被保険者の資格管理に関する事。②国民健康保険被保険者証等の交付に関する事。③国民健康保険の給付に関する事。④国民健康保険に係る診療報酬請求明細書の処理に関する事。⑤第三者行為求償、不当利得(返還金)等に関する事。⑥国民健康保険の被保険者一部負担金の減免・徴収猶予に関する事。⑦国民健康保険税の賦課に関する事。⑧国民健康保険税の徴収に関する事。⑨国民健康保険税の減免・徴収猶予に関する事。</p>	<p>名護市では、国民健康保険法、地方税法、その他の地方税に関する法律に基づき、市内に住所を有する方で、被用者保険などの他の医療保険に加入していない方、または生活保護受給中でない方を国民健康保険の被保険者として、医療の給付、保険税の賦課徴収を行う。具体的には、①被用者保険など他医療保険の加入脱退に伴う資格取得喪失事務②住民票異動に伴う資格取得喪失、変更事務③退職被保険者の資格適正化④被保険者証、高齢受給者証、減額適用・標準負担額減額認定など医療給付に関する証の交付、回収⑤申請に基づき、療養費、出産育児一時金や葬祭費などの支給事務⑥高額療養費の算定、申請受付、支給事務⑦第三者行為求償事務、不当利得事務、レセプト内容点検等の強化による適正化の推進⑧国民健康保険税の賦課に係る事務⑨納税者からの納付の管理、納税者への還付等を行う総合収納事務⑩期限内に納付がない者への督促状等発送や滞納管理を行う総合滞納管理事務</p>	事後	
令和1年6月21日	③システムの名称	国民健康保険システム、庁内連携システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	1国民健康保険資格システム2国民健康保険税システム3国民健康保険給付システム4国民健康保険総合システム5収納管理システム6滞納管理システム7庁内連携システム8情報集約システム9団体内統合宛名システム10中間サーバー	事後	
令和1年6月21日	2. 特定個人情報ファイル名	(1)国民健康保険情報ファイル	1国民健康保険資格情報ファイル2国民健康保険税情報ファイル3国民健康保険給付情報ファイル4収納管理情報ファイル5滞納管理情報ファイル6宛名管理情報ファイル	事後	
令和1年6月21日	3. 個人番号の利用	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)・第9条第1項 別紙第一 16、30項	番号法第9条第1項別表第一の第16項、第30項行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第24条名護市個人番号の利用に関する条例第4条第1項、第2項	事後	
令和1年6月21日		番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)・第三欄(情報提供者)が「市町村長」及び「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項)(別表第二における情報照会の根拠)・第一欄(情報照会者)が「市町村」等の項のうち、第二欄(事務)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(27、42、43、44、45の項)	番号法第19条第7号別表第二の事務(別表第二における情報提供の根拠)項番1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第53条(別表第二における情報照会の根拠)項番27、42、43、44、45番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条、第25条、第26条	事後	
令和1年6月21日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	名護市総務部人事行政課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212(内線139)	名護市地域政策部企画情報課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212	事後	
令和1年6月21日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	名護市総務部人事行政課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212(内線139)	名護市市民福祉部国民健康保険課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212	事後	
令和1年6月21日	II 1. 対象人数いつ時点の計数か	平成27年8月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月21日	II 2. 取扱者数いつ時点の計数か	平成27年8月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和2年11月11日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③事務の概要	なし	①オンライン資格確認に関する事務	事後	追加
令和2年11月11日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	なし	11医療保険者等向け中間サーバー	事後	追加
令和2年11月11日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の事務 (別表第二における情報提供の根拠)項番1、2、3、4、5、9、17、26、27、30、33、39、42、43、44、45、46、58、62、80、82、87、93、97、106、120 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第53条 (別表第二における情報照会の根拠)項番27、42、43、44、45 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条、第25条、第26条	番号法第19条第7号 別表第二の事務 (別表第二における情報提供の根拠)項番1、2、3、4、5、9、17、26、27、30、33、39、42、43、44、45、46、58、62、80、82、87、93、97、106、120 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第26条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第59条の3 (別表第二における情報照会の根拠)項番27、42、43、44、45 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条、第25条、第25条の2、第26条 (オンライン資格確認の準備業務)番号法附則第6条第4項、国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	
令和2年11月11日	I 5. 評価実施機関における担当部署①部署	名護市 市民福祉部 国民健康保険課	名護市 市民部 国民健康保険課	事後	
令和2年11月11日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	名護市地域政策部企画情報課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212	名護市市民部国民健康保険課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212	事後	
令和2年11月11日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	名護市市民福祉部国民健康保険課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212	名護市市民部国民健康保険課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212	事後	
令和2年11月11日	II 1. 対象人数いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年11月11日	II 2. 取扱者数いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月3日	I 4. ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号 別表第二の事務</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 項番1、2、3、4、5、9、17、26、27、30、33、39、42、43、44、45、46、58、62、80、82、87、93、97、106、120</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第26条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第59条の3(別表第二における情報照会の根拠) 項番27、42、43、44、45</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条、第25条、第25条の2、第26条</p> <p>(オンライン資格確認の準備業務) 番号法附則第6条第4項、国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>	<p>番号法第19条第8号 別表第二の事務</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 項番1、2、3、4、5、9、17、26、27、30、33、39、42、43、44、45、46、58、62、80、82、87、93、97、106、120</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第26条、第31条の2の2、第33条、第43条、第43条の2の2、第44条、第46条、第49条、第53条、第59条の3</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 項番27、42、43、44、45</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条、第25条、第25条の2、第26条</p> <p>(オンライン資格確認の準備業務) 番号法附則第6条第4項、国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>	事後	
令和4年3月3日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和4年2月28日時点	事後	
令和4年3月3日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和4年2月28日時点	事後	
令和5年2月28日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>名護市では、国民健康保険法、地方税法、その他の地方税に関する法律に基づき、市内に住所を有する方で、被用者保険などの医療保険に加入していない方、または生活保護受給中でない方を国民健康保険の被保険者として、医療の給付、保険料の賦課徴収を行う。</p> <p>具体的には、</p> <p>①被用者保険など他医療保険の加入脱退に伴う資格取得喪失事務 ②住民票異動に伴う資格取得喪失、変更事務 ③退職被保険者の資格適正化 ④被保険者証、高齢受給者証、減額適用・標準負担額減額認定証など医療給付に関する証の交付、回収 ⑤申請に基づき、療養費、出産育児一時金や葬祭費などの支給事務 ⑥高額療養費の算定、申請受付、支給事務 ⑦第三者行為求償事務、不当利得事務、レセプト内容点検等の強化による適正化の推進 ⑧国民健康保険税の賦課に係る事務 ⑨納税者からの納付の管理、納税者への還付等を行う総合収納事務 ⑩期限内に納付がない者への督促状等発送や滞納管理を行う総合滞納管理事務 ⑪オンライン資格確認に関する事務</p>	<p>名護市では、国民健康保険法、地方税法、その他の地方税に関する法律および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定に従い、市内に住所を有する方で、被用者保険など他の医療保険に加入していない方、または生活保護受給中でない方を国民健康保険の被保険者として、医療の給付、保険料の賦課徴収を行う。</p> <p>具体的には、</p> <p>①被用者保険など他医療保険の加入脱退に伴う資格取得喪失事務 ②住民票異動、生活保護受給情報に伴う資格取得喪失、変更事務 ③退職被保険者の資格適正化 ④被保険者証、高齢受給者証、減額適用・標準負担額減額認定証など医療給付に関する証の交付、回収 ⑤申請に基づき、療養費、出産育児一時金や葬祭費などの支給事務 ⑥高額療養費の算定、申請受付、支給事務 ⑦第三者行為求償事務、不当利得事務、レセプト内容点検等の強化による適正化の推進 ⑧国民健康保険税の賦課に係る事務 ⑨納税者からの納付の管理、納税者への還付等を行う総合収納事務 ⑩期限内に納付がない者への督促状等発送や滞納管理を行う総合滞納管理事務 ⑪オンライン資格確認に関する事務</p> <p>番号法の別表第二を基に名護市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。</p>	事後	
令和5年2月28日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号 別表第二の事務</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 項番1、2、3、4、5、9、17、26、27、30、33、39、42、43、44、45、46、58、62、80、82、87、93、97、106、120</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第26条、第31条の2の2、第33条、第43条、第43条の2の2、第44条、第46条、第49条、第53条、第59条の3</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 項番27、42、43、44、45</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条、第25条、第25条の2、第26条</p> <p>(オンライン資格確認の準備業務) 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>	<p>番号法第19条第8号 別表第二の事務</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第26条、第31条の2の2、第33条、第43条、第43条の2の2、第44条、第46条、第49条、第53条、第59条の3</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 項番42、43、44、45、121</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条、第25条、第25条の2、第26条</p> <p>(オンライン資格確認の準備業務) 番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>	事後	
令和5年2月28日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年2月28日時点	令和5年2月28日時点	事後	
令和5年2月28日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年2月28日時点	令和5年2月28日時点	事後	
令和6年2月29日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年2月28日時点	令和6年2月29日時点	事後	
令和6年2月29日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年2月28日時点	令和6年2月29日時点	事後	